

	(5) 職員相談員	
	(1) 室長 (2) 参事（行政職9級及び10級並びに医師・歯科医師職4級の参事を除く。） (3) 軽油特別調査官 (4) 食品安全官 (5) 家畜安全官 (6) 主任広報専門員 (7) 主任生活科学専門員（行政職8級の者に限る。） (8) 主任技術専門員（行政職8級の者に限る。）	4種
	主幹	5種
地方機関	(1) 兵庫陶芸美術館長 (2) 県民局長 (3) 神戸生活創造センター所長 (4) 東京事務所長 (5) 自治研修所長 (6) 県立健康環境科学研究センター所長 (7) 県立総合衛生学院長 (8) 県立のじぎく療育センターの院長（医師・歯科医師職4級の者に限る。） (9) 中央こども家庭センター所長 (10) 県立こどもの館館長 (11) 県立工業技術センター所長 (12) 県立農林水産技術総合センター所長 (13) 県立淡路景観園芸学校長	1種
	(1) 県民局の副局長及び部長並びに但馬長寿の郷長 (2) 県立大学事務局の副局長及び事務部長（播磨科学公園都市キャンパス及び姫路新在家キャンパスの事務部長を除く。） (3) 県立健康環境科学研究センター次長 (4) 動物愛護センター所長 (5) 県立のじぎく療育センターの院長（医師・歯科医師職3級の者に限る。）及び副院長（医師・歯科医師職4級の者に限る。） (6) 西宮こども家庭センター所長 (7) 県立工業技術センター次長 (8) 県立農林水産技術総合センター次長	2種
	(1) 兵庫県民総合相談センター所長 (2) 県立生活科学研究所長 (3) 兵庫陶芸美術館副館長 (4) 県立男女共同参画センター所長 (5) 但馬長寿の郷の部長 (6) 県民局の参事（健康福祉事務所及び神戸生活創造センターの参事を除く。） (7) 神戸生活創造センターの部長	3種

- (8) 県税事務所長
- (9) 但馬文教府長
- (10) 文化会館長
- (11) 健康福祉事務所長（三田、川西、高砂、西脇、三木、加西、佐用、山崎、篠山、北淡路及び南淡路の健康福祉事務所長を除く。）
- (12) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長
- (13) 但馬水産事務所長
- (14) 土地改良事務所長（篠山土地改良事務所長を除く。）
- (15) 土木事務所長（伊丹、三田、明石、三木、多可、福崎、佐用、山崎及び篠山の土木事務所長を除く。）
- (16) 尼崎港管理事務所長
- (17) 姫路港管理事務所長
- (18) 但馬空港管理事務所長
- (19) 東京事務所次長（総括次長に限る。）
- (20) 職員健康管理センターの所長及び職員診療所長
- (21) 県立大学事務局の企画調整部長及び学務部長
- (22) 広域防災センター長
- (23) 保健所長
- (24) 県立総合衛生学院副院長
- (25) 県立厚生専門学院長
- (26) 食肉衛生検査センター所長
- (27) 県立身体障害者更生相談所長
- (28) 県立精神保健福祉センター所長
- (29) 県立のじぎく療育センターの副院長（医師・歯科医師職3級の者に限る。）及び総務部長
- (30) こども家庭センター所長（中央及び西宮のこども家庭センター所長を除く。）
- (31) 県立明石学園長
- (32) 県立工業技術センターの工業技術支援センター所長
- (33) 県立但馬技術大学の副大学校長及び部長
- (34) 県立但馬技術大学の豊岡高等技術専門学院長
- (35) 県立高等技術専門学院長
- (36) 県立障害者高等技術専門学院長
- (37) 兵庫障害者職業能力開発校長
- (38) 旅券事務所長
- (39) 県立農林水産技術総合センターの農業大学校長及び技術センターの所長
- (40) 家畜保健衛生所長
- (41) 六甲治山事務所長
- (42) 但馬高原林道建設事務所長

- (1) 県立生活科学研究所の部長
- (2) 生活科学センター所長
- (3) 農業改良普及センター所長（神戸、宝塚、加古川、加西、姫路、上郡、龍野、豊岡、新温泉、和田山、柏原、南淡路及び北淡路の農業改良普及センター

4種

	<p>所長に限る。)</p> <p>(4) 三田土木事務所長</p> <p>(5) 土木事務所の室長</p> <p>(6) 参事（兵庫陶芸美術館、神戸生活創造センター、健康福祉事務所及び明石学園の参事に限る。)</p> <p>(7) 東京事務所次長（総括次長を除く。)</p> <p>(8) 自治研修所次長</p> <p>(9) 県立大学事務局の事務部長（播磨科学公園都市キャンパス及び姫路新在家キャンパスの事務部長に限る。）及び事務部次長</p> <p>(10) 広域防災センターの部長及び消防学校長</p> <p>(11) 県立健康環境科学研究センターの総務部長</p> <p>(12) 県立総合衛生学院事務部長</p> <p>(13) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職8級の者に限る。)</p> <p>(14) 動物愛護センターの動物管理事務所長</p> <p>(15) 県立知的障害者更生相談所長</p> <p>(16) 県立精神保健福祉センター副所長</p> <p>(17) 県立のじぎく療育センターの療育部長及び看護部長</p> <p>(18) 県立女性相談センター所長</p> <p>(19) 県立こどもの館^{やかた}の幼児教育センター所長</p> <p>(20) 県立工業技術センターの総務部長</p> <p>(21) 県立農林水産技術総合センターの総務部長</p> <p>(22) 県立淡路景観園芸学校総務部長</p>	
	<p>(1) 県民局の分室長</p> <p>(2) 主幹（農業改良普及センターの主幹を除く。)</p> <p>(3) 健康福祉事務所長（三田、川西、高砂、西脇、三木、加西、佐用、山崎、篠山、北淡路及び南淡路の健康福祉事務所長に限る。)</p> <p>(4) 農業改良普及センター所長（神戸、宝塚、加古川、加西、姫路、上郡、龍野、豊岡、新温泉、和田山、柏原、南淡路及び北淡路の農業改良普及センター所長を除く。)</p> <p>(5) 篠山土地改良事務所長</p> <p>(6) 土木事務所長（伊丹、明石、三木、多可、福崎、佐用、山崎及び篠山の土木事務所長に限る。)</p> <p>(7) 東京事務所副所長</p> <p>(8) 自治研修所副所長</p> <p>(9) 広域防災センターの消防学校副校長</p> <p>(10) 県立健康環境科学研究センターの部長（総務部長を除く。)</p> <p>(11) 保健事務所長</p> <p>(12) こども家庭センターの分室長</p> <p>(13) 県立総合衛生学院の事務部次長及び看護部長</p> <p>(14) 県立厚生専門学院副学院長</p> <p>(15) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職7級の者に限る。)</p> <p>(16) 動物愛護センターの支所長</p>	5種

		<p>(17) 県立のじぎく療育センターの総務部次長、看護部次長、薬剤部長及び放射線技師長</p> <p>(18) 県立工業技術センターの部長（総務部長を除く。）及び総務部次長</p> <p>(19) 県立但馬技術大学の部次長及び豊岡高等技術専門学院副学院長</p> <p>(20) 県立高等技術専門学院副学院長</p> <p>(21) 県立障害者高等技術専門学院副学院長</p> <p>(22) 兵庫障害者職業能力開発校副校長</p> <p>(23) 県立農林水産技術総合センターの農業大学校副校長、部長（総務部長を除く。）並びに技術センターの部長、病害虫防除所長、但馬水産技術センター所長及び内水面漁業センター所長</p>	
		<p>(1) 生活科学センター副所長</p> <p>(2) 農業改良普及センターの主幹（神戸、宝塚、加古川、加西、姫路、上郡、龍野、豊岡、新温泉、和田山、柏原、南淡路及び北淡路の農業改良普及センターの主幹に限る。）</p> <p>(3) 県立農林水産技術総合センターの但馬水産技術センターの研究主幹</p>	6種
		農業改良普及センターの主幹（神戸、宝塚、加古川、加西、姫路、上郡、龍野、豊岡、新温泉、和田山、柏原、南淡路及び北淡路の農業改良普及センターの主幹を除く。）	7種
教育委員会事務局	本庁	教育次長	2種
		(1) 参事（行政職9級の者に限る。）	3種
		(2) 課長	
		(1) 室長 (2) 参事（行政職9級の者を除く。）	4種
	主幹	5種	
	地方機関	(1) 県立嬉野台生涯教育センター所長 (2) 県立美術館長 (3) 県立歴史博物館長 (4) 県立図書館長 (5) 県立人と自然の博物館長	1種
		(1) 県立教育研修所長 (2) 県立南但馬自然学校長 (3) 県立但馬やまびこの郷所長 (4) 県立コウノトリの郷公園長	2種
(1) 教育事務所長 (2) 埋蔵文化財調査事務所長 (3) 県立嬉野台生涯教育センター次長（行政職9級の者に限る。） (4) 県立美術館副館長 (5) 県立歴史博物館次長（行政職9級の者に限る。）		3種	

	(6) 県立図書館次長（行政職9級の者に限る。） (7) 県立人と自然の博物館次長（行政職9級及び研究職5級の者に限る。）	
	(1) 県立嬉野台生涯教育センター婦人研修館長 (2) 県立教育研修所部長及び参事（これらの職員のうち、兼務者を除く。） (3) 県立特別支援教育センター所長（兼務者を除く。） (4) 県立南但馬自然学校副校長（行政職8級の者に限る。） (5) 県立但馬やまびこの郷副所長（行政職8級の者に限る。） (6) 県立嬉野台生涯教育センター次長（行政職8級の者に限る。） (7) 県立歴史博物館次長（行政職8級の者に限る。） (8) 県立図書館次長（行政職8級の者に限る。） (9) 県立人と自然の博物館次長（行政職8級の者に限る。） (10) 県立コウノトリの郷公園副園長（行政職8級の者に限る。）	4種
	(1) 教育事務所主幹 (2) 埋蔵文化財調査事務所主幹 (3) 県立南但馬自然学校副校長（行政職7級の者に限る。） (4) 県立但馬やまびこの郷副所長（行政職7級の者に限る。） (5) 県立美術館館長補佐（行政職8級の者に限る。） (6) 県立歴史博物館館長補佐（行政職8級の者に限る。） (7) 県立図書館館長補佐（行政職8級の者に限る。） (8) 県立人と自然の博物館館長補佐（行政職8級の者に限る。） (9) 県立コウノトリの郷公園副園長（行政職7級の者に限る。）	5種
	県立特別支援教育センター副所長	6種
	(1) 県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の事務長 (2) 県立香住高等学校の但州丸船長	7種
警察本部	(1) 参事官 (2) 監察官室長 (3) 監察官 (4) 警察学校長	2種
	(1) 本部及び市警察部の課長 (2) 訟務官 (3) 科学捜査研究所長 (4) 機動捜査隊長 (5) 機動パトロール隊長 (6) 鉄道警察隊長 (7) 運転免許試験場長 (8) 交通機動隊長 (9) 高速道路交通警察隊長 (10) 機動隊長 (11) 警察署長 (12) 警察署の副署長（生田、西宮及び姫路警察署の副署長に限る。）	3種

	(3) 参事（医師・歯科医師職4級の者に限る。）	
	(1) 参事（医師・歯科医師職4級の者を除く。） (2) 管理官 (3) 警察署の副署長（東灘、灘、兵庫、長田、須磨、垂水、神戸水上、神戸西、尼崎南、尼崎東、尼崎北、伊丹、宝塚、明石及び加古川警察署の副署長に限る。）	4種
	(1) 本部及び市警察部の課（室・場）の次席 (2) 科学捜査研究所次長 (3) 機動捜査隊副隊長 (4) 機動パトロール隊副隊長 (5) 鉄道警察隊副隊長 (6) 交通機動隊副隊長 (7) 高速道路交通警察隊副隊長 (8) 機動隊副隊長 (9) 警察学校副校長 (10) 警察署の副署長（東灘、灘、生田、兵庫、長田、須磨、垂水、神戸水上、神戸西、西宮、尼崎南、尼崎東、尼崎北、伊丹、宝塚、明石、加古川及び姫路警察署の副署長を除く。）	5種
議会事務局	事務局長	1種
	次長	2種
	課長	3種
	主幹	5種
監査委員事務局	事務局長	1種
	次長	2種
	課長	3種
	主幹	5種
人事委員会事務局	事務局長	1種
	課長	3種
	主幹	5種
労働委員会事務局	事務局長	1種
	課長	3種
	主幹	5種
収用委員会事務局	事務局長	4種
	主幹	5種

瀬戸内海海区漁業 調整委員会事務局	事務局長	5種
----------------------	------	----

備考 教育委員会事務局の参事のうち行政職10級の者に係る管理職手当の区分については、当分の間、1種とすることができる。

別表中「別表（第2条、第3条関係）」を「別表第1（第2条関係）」に、「管理職手当の支給範囲及び支給割合」を「管理職手当を支給する職及び区分」に改め、同表の次に次の2表を加える。

別表第2（第3条関係）

(1) 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当
特10級	1種	139,300円
10級	1種	130,300円
9級	2種	108,100円
	3種	94,000円
8級	3種	88,500円
	4種	79,700円
	5種	66,400円
	7種	44,300円
7級	4種	74,800円
	5種	62,300円
	6種	49,900円
	7種	41,600円
6級	5種	59,500円
	7種	39,700円

(2) 研究職給料表

職務の級	区分	管理職手当
5級	2種	119,000円
	3種	103,400円
	4種	93,100円
	5種	77,600円
	6種	62,100円
4級	5種	67,200円

	6種	53,700円
--	----	---------

(3) 医師・歯科医師職給料表

職務の級	区分	管理職手当
4級	1種	137,700円
	2種	126,600円
	3種	110,100円
	4種	99,100円
	5種	82,600円
3級	2種	118,200円
	3種	102,800円
	4種	92,500円
	5種	77,100円
2級	3種	95,500円
	4種	85,900円

(4) 看護職給料表

職務の級	区分	管理職手当
5級	4種	78,000円
4級	5種	59,200円

(5) 警察職給料表

職務の級	区分	管理職手当
7級	2種	110,100円
	3種	95,700円
	4種	86,100円
6級	5種	68,100円

備考

別表第1に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当を定める特段の事情があると人事委員会が認める職を占める職員に支給する管理職手当については、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

- (1) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当未滿の額
- (2) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分より一段低い区分があ

るときは、当該区分に係る管理職手当を超える額

(3) 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当未滿の額

(4) 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当を超える額

別表第3（第3条関係）

(1) 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当
特10級	1種	133,600円
10級	1種	112,900円
9級	2種	91,800円
	3種	79,800円
8級	3種	72,900円
	4種	65,600円
	5種	54,700円
	7種	36,500円
7級	4種	57,800円
	5種	48,200円
	6種	38,500円
	7種	32,100円
6級	5種	44,300円
	7種	29,500円

(2) 研究職給料表

職務の級	区分	管理職手当
5級	2種	90,500円
	3種	78,700円
	4種	70,800円
	5種	59,000円
	6種	47,200円
4級	5種	49,900円
	6種	39,900円

(3) 医師・歯科医師職給料表

職務の級	区分	管理職手当
4級	1種	115,900円
	2種	106,700円
	3種	92,700円
	4種	83,500円
	5種	69,600円
3級	2種	89,800円
	3種	78,100円
	4種	70,300円
	5種	58,600円
2級	3種	67,200円
	4種	60,500円

(4) 看護職給料表

職務の級	区分	管理職手当
5級	4種	59,900円
4級	5種	44,200円

(5) 警察職給料表

職務の級	区分	管理職手当
7級	2種	88,800円
	3種	77,300円
	4種	69,500円
6級	5種	48,800円

備考

別表第1に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当を定める特段の事情があると人事委員会が認める職を占める職員に支給する管理職手当については、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

- (1) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当未満の額
- (2) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当を超える額
- (3) 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当未満の額
- (4) 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級の項に、当該職の区分に

る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当を超える額

(職員等の寒冷地手当に関する規則の一部改正)

第5条 職員等の寒冷地手当に関する規則(昭和39年兵庫県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(支給額の特例)」に改め、同条中「本邦外にある職員(職員の給与条例第20条第2項第1号及び教育職員の給与条例第25条第2項第1号に掲げる職員に該当する職員を除く。）」とし、職員の給与条例第20条第3項及び教育職員の給与条例第25条第3項の人事委員会規則で定める額は、零とする。」を「次の各号に掲げる職員とし、職員の給与条例第20条第3項及び教育職員の給与条例第25条第3項の人事委員会規則で定める額は、当該各号に定める額とする。」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 職員の給与条例第6条の2及び教育職員の給与条例第5条の2の規定の適用を受ける職員 職員の給与条例第20条第2項及び教育職員の給与条例第25条第2項の規定による額からその半額を減じた額

(2) 本邦外にある職員(職員の給与条例第20条第2項第1号及び教育職員の給与条例第25条第2項第1号に掲げる職員に該当する職員を除く。) 零

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第6条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年兵庫県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「若しくは特別支援学校」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「き、又は条例第8条の規定により休息時間を置」を削る。

第7条第1項第2号シ中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第2項中「正規の勤務時間」の右に「(条例第10条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）」を加える。

第17条第1項第13号中「又は半日」を「、半日又は1時間」に改める。

(大学教員等の営利企業役員等の兼業に関する規則の一部改正)

第7条 大学教員等の営利企業役員等の兼業に関する規則(平成16年兵庫県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「助教授」を「准教授」に、「及び助手」を「、助教及び助手」に改める。

第3条第1項第1号中「商法(明治32年法律第48号)第211条ノ2第1項」を「会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号」に、「同項」を「同条第4号」に改める。

(職員等の退職手当に関する規則の一部改正)

第8条 職員等の退職手当に関する規則(平成18年兵庫県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表ア第4号区分の項第1号中「平成18年3月31日までの間に」の右に「おいて」を加える。

別表イ第5号区分の項第6号中「平成18年4月以後の学校職員給与条例」を「平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において適用されていた公立学校教育職員等の給与に関する条例(以下「平成18年4月以後平成19年3月以前の学校職員給与条例」という。）」に改め、同項第7号中「平成18年4月以後」の右に「平成19年3月以前」を加え、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 平成19年4月1日以後適用されている公立学校教育職員等の給与に関する条例(以下「平成19年4月以後の学校職員給与条例」という。)の高等学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち人事委員会が定めるもの

別表イ第5号区分の項に次の1号を加える。

(9) 平成19年4月以後の学校職員給与条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち人事委員会が定めるもの

別表イ第6号区分の項第7号中「平成18年4月以後」の右に「平成19年3月以前」を加え、「第1号」を「第6号」に改め、同項第8号中「平成18年4月以後」の右に「平成19年3月以前」を加え、「第2号」を「第8号」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 平成19年4月以後の学校職員給与条例の高等学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第5号区分の項第7号に掲げるものを除く。)

別表イ第6号区分の項に次の1号を加える。

(10) 平成19年4月以後の学校職員給与条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属す

する職務の級が5級であったもの（第5号区分の項第9号に掲げるものを除く。）

別表イ第7号区分の項第7号中「人事委員会が定めるもの又は」の右に「平成18年4月以後平成19年3月以前の学校職員給与条例の高等学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が」を加え、同項第8号中「人事委員会が定めるもの又は」の右に「平成18年4月以後平成19年3月以前の学校職員給与条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が」を加え、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 平成19年4月以後の学校職員給与条例の高等学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの

別表イ第7号区分の項に次の1号を加える。

(10) 平成19年4月以後の学校職員給与条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年兵庫県条例第59号。以下「改正条例」という。）附則第2項の人事委員会規則で定める職務の級は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に対応する次の表の新級欄に定める職務の級とする。

旧級	新級
3級	4級
4級	5級

(特定の号給の切替え)

3 改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める号給は、施行日の前日においてその者が受けていた号給と同じ号数の号給とする。

(給与の減額に関する経過措置)

4 改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める職員の区分は、次の表の左欄に掲げる職員とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、同表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。

職 員	期 間
教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条の適用又は準用を受ける職員で、結核性疾患による病気休暇の開始の日が、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間にあるもの	4月。ただし、平成19年4月1日前から引き続き病気休暇の期間を除く。
精神障害による病気休暇の開始の日が、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間にある職員	1年。ただし、平成19年4月1日前から引き続き病気休暇の期間を除く。
精神障害による病気休暇の開始の日が、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間にある職員	6月。ただし、平成20年4月1日前から引き続き病気休暇の期間を除く。
結核性疾患及び精神障害以外の負傷又は疾病による病気休暇の開始の日が、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間にある職員	4月。ただし、平成19年4月1日前から引き続き病気休暇の期間を除く。

(管理職手当に関する経過措置)

- 5 改正条例第1条の規定による改正後の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）第17条の3及び改正条例第2条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する条例（以下「改正後の教員給与条例」という。）第20条の規定により管理職手当を支給する職を占める職員のうち、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則（以下「新管理職手当規則」という。）第3条及び改正後の公立学校教育職員等の給与に関する規則（以下「新教員給与規則」という。）第33条第3項の規定による管理職手当（以下「定額化後の管理職手当」という。）が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該定額化後の管理職手当のほか、当該定額化後の管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。
- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31まで 100分の100
 - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31まで 100分の75
 - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31まで 100分の50
 - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31まで 100分の25
- 6 改正後の職員給与条例第17条の3及び改正後の教員給与条例第20条の規定により管理職手当を支給する職を占める職員のうち、定額化後の管理職手当が経過措置基準額を超えることとなる職員には、新管理職手当規則第3条及び新教員給与規則第33条第3項の規定にかかわらず、経過措置基準額に、当該定額化後の管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額を管理職手当として支給する。
- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31まで 100分の0
 - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31まで 100分の25
 - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31まで 100分の50
 - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31まで 100分の75
- 7 前2項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
- (1) 施行日の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員（以下「同一給料表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当区分職員（同日において占めていたこの規則による改正前の職員の管理職手当に関する規則第2条に規定する別表に掲げる支給範囲に係る同表の支給割合欄に定める支給割合（以下「旧職員支給割合」という。）に相当する新管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職並びに改正前の公立学校教育職員等の給与に関する規則（以下「旧教員給与規則」という。）第33条第1項の表に掲げる支給区分に係る同表の支給割合欄に定める支給割合（以下「旧第1項教員支給割合」という。）に相当する新教員給与規則第33条第1項の表の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職及び旧教員給与規則第33条第2項各号に掲げる職に係る同項各号に定める支給割合（以下「旧第2項教員支給割合」という。）に相当する新教員給与規則第33条第2項各号に掲げる区分に対応する同項各号に掲げる職を占める職員をいう。第5号において同じ。） 同日にその者が受けていた管理職手当
 - (2) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、上位区分相当職員（旧職員支給割合より高い支給割合に相当する新管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職並びに旧第1項教員支給割合より高い支給割合に相当する新教員給与規則第33条第1項の表の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職及び旧第2項教員支給割合より高い支給割合に相当する同条第2項各号に掲げる区分に対応する同項各号に掲げる職を占める職員をいう。第3号、第6号及び第7号において同じ。）で、かつ、定額化後の管理職手当が同日にその者が受けていた管理職手当を超えることとなるもの（同日に旧職員支給割合より高い支給割合に相当する新管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分並びに旧第1項教員支給割合より高い支給割合に相当する新教員給与規則第33条第1項の表の区分欄に掲げる区分及び旧第2項教員支給割合より高い支給割合に相当する同条第2項各号に掲げる区分（以下「旧支給割合より上位の新区分」という。）を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当が定額化後の管理職手当を超えることとなる職員を除く。） 同日に旧支給割合より上位の新区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当
 - (3) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、上位区分相当職員で、かつ、定額化後の管理職手当が同日にその者が受けていた管理職

手当に達しないこととなるもの 同日にその者が受けていた管理職手当

- (4) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位区分相当職員（旧職員支給割合より低い支給割合に相当する新管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職並びに旧第1項教員支給割合より低い支給割合に相当する新教員給与規則第33条第1項の表の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職及び旧第2項教員支給割合より低い支給割合に相当する同条第2項各号に掲げる区分に対応する同項各号に掲げる職を占める職員をいう。第8号において同じ。） 同日に旧職員支給割合より低い支給割合に相当する新管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分並びに旧第1項教員支給割合より低い支給割合に相当する新教員給与規則第33条第1項の表の区分欄に掲げる区分及び旧第2項教員支給割合より低い支給割合に相当する同条第2項各号に掲げる区分（以下「旧支給割合より下位の新区分」という。）を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当
 - (5) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当
 - (6) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、上位区分相当職員で、かつ、定額化後の管理職手当が同日にその者が受けていた管理職手当を超えることとなるもの（同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧支給割合より上位の新区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当が定額化後の管理職手当を超えることとなる職員を除く。） 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧支給割合より上位の新区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当
 - (7) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、上位区分相当職員で、かつ、定額化後の管理職手当が同日にその者が受けていた管理職手当に達しないこととなるもの 同日にその者が受けていた管理職手当
 - (8) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧支給割合より下位の新区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当
 - (9) 施行日以後に新たに改正後の職員給与条例第17条の3及び改正後の教員給与条例第20条の規定により管理職手当を支給する職を占めることとなった職員で、定額化後の管理職手当が施行日の前日に新管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分に相当する旧職員支給割合並びに新教員給与規則第33条第1項の表の区分欄に掲げる区分に相当する旧第1項教員支給割合及び同条第2項各号に掲げる区分に相当する旧第2項教員支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当を超えることとなるもの（同日に新管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分に相当する旧職員支給割合並びに新教員給与規則第33条第1項の表の区分欄に掲げる区分に相当する旧第1項教員支給割合及び同条第2項各号に掲げる区分に相当する旧第2項教員支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当が定額化後の管理職手当を超えることとなる職員を除く。） 同日に新管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分に相当する旧職員支給割合並びに新教員給与規則第33条第1項の表の区分欄に掲げる区分に相当する旧第1項教員支給割合及び同条第2項各号に掲げる区分に相当する旧第2項教員支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当
 - (10) 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当
 - (11) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に国及び他の地方公共団体の公務員、職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号）第9条第5項第2号に規定する公庫等職員（以下「公庫等職員」という。）その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして人事委員会が定める職員 前各号の規定に準じて人事委員会が定める額
- 8 前項各号に規定する管理職手当については、職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）附則第24項及び公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号）附則第24項の規定は適用しない。

(雑則)

- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)
- 10 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成18年兵庫県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。
附則第15項の表改正後の職員給与規則第19条の2第2項の款2号給以下の項中「2号給以下」を「2号給」に、「1号給以下」を「1号給」に改める。

人事委員会告示

兵庫県人事委員会告示第1号

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月16日

兵庫県人事委員会
委員長 下野 昌宏

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程

(職員の給与に関する実施規程の一部改正)

第1条 職員の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第22条の4中「別表」を「別表第1」に、「支給割合」を「区分」に、「第3条ただし書」を「第2条第2項ただし書」に改める。

第23条第3項第1号中「別表」を「別表第1」に、「支給割合」を「区分」に、「100分の23」を「2種」に改める。

第23条第3項第2号、第3号及び第4号中「別表」を「別表第1」に改め、同項第5号中「別表」を「別表第1」に、「支給割合」を「区分」に、「100分の23」を「2種」に改め、同項第6号中「管理職手当規則別表に規定する支給割合が100分の15の職を占めるもの又は」を削る。

別表第1 県立障害児教育センターの款中「県立障害児教育センター」を「県立特別支援教育センター」に改め、同表県立美術館の款2級の欄を次のように改める。

事務職員
技術職員
学芸員

別表第1 県立歴史博物館の款2級の欄及び県立人と自然の博物館の款2級の欄を次のように改める。

事務職員
技術職員
学芸員

事務職員
技術職員
学芸員

別表第1 県立の中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、²²聾学校又は養護学校の款中「盲学校、²²聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第4号中「第56条」を「第56条第1項(平成13年法律第105号による改正前の学校教育法第56条を含む。)」に改める。

第21条の4中「支給割合」を「区分」に、「割合、」を「区分、」に改める。

第23条第3項第3号中「4級」を「5級」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程(平成7年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第7条第4号ケ中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第15号中「又は半日」を「、半日又は1時間」に改める。

同条第2項及び第3項中「第9号から第11号まで」の右に「及び第16号」を加え、「同項第11号」の右に「及び第16号」を加える。

(職員等の退職手当に関する実施規程の一部改正)

第4条 職員等の退職手当に関する実施規程(平成18年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

別表イの部規則別表イの表第4号区分の項第2号の項、規則別表イの表第4号区分の項第3号の項、規則別表イの表第4号区分の項第4号の項及び規則別表イの表第5号区分の項第2号の項を次のように改める。

規則別表イの表第4号区分の項第2号	(1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において適用されていた職員の管理職手当に関する規則(以下「平成18年4月以後平成19年3月以前の管理職手当規則」という。)別表に掲げる支給割合(平成18年4月以後平成19年3月以前の管理職手当規則第3条ただし書の規定により人事委員会が別に定める職にあっては、当該職について別に定める支給割合。以下同じ。)が100分の25であった者 (2) 平成19年4月1日以後適用されている職員の管理職手当に関する規則(以下「平成19年4月以後の管理職手当規則」という。)別表第1に掲げる区分(平成19年4月以後の管理職手当規則第2条第2項ただし書の規定により人事委員会が別に定める職にあっては、当該職について別に定める区分。以下同じ。)が1種であった者
規則別表イの表第4号区分の項第3号	(1) 平成18年4月以後平成19年3月以前の管理職手当規則別表に掲げる支給割合が100分の25であった者 (2) 平成19年4月以後の管理職手当規則別表第1に掲げる区分が1種であった者
規則別表イの表第4号区分の項第4号	(1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において適用されていた公立学校教育職員等の給与に関する規則(以下「平成18年4月以後平成19年3月以前の学校職員給与規則」という。)第33条第1項の表に掲げる支給割合が100分の20であった者 (2) 平成19年4月1日以後適用されている公立学校教育職員等の給与に関する規則(以下「平成19年4月以後の学校職員給与規則」という。)第33条第1項の表に掲げる区分が3種であった者
規則別表イの表第5号区分の項第2号	(1) 平成18年4月以後平成19年3月以前の管理職手当規則別表に掲げる支給割合が100分の23であった者 (2) 平成19年4月以後の管理職手当規則別表第1に掲げる区分が2種であった者

別表イの部規則別表イの表第5号区分の項第6号の項及び規則別表イの表第5号区分の項第7号の項を次のように改める。

規則別表イ	平成18年4月以後平成19年3月以前の学校職員給与規則別表第19に掲げる加算割合が100分の20
-------	--

の表第 5 号 区分の項第 6 号	であった者
規則別表イ の表第 5 号 区分の項第 7 号	平成19年 4 月以後の学校職員給与規則別表第19に掲げる加算割合が100分の20であった者

別表イの部規則別表イの表第 5 号区分の項第 7 号の項の次に次のように加える。

規則別表イ の表第 5 号 区分の項第 8 号	平成18年 4 月以後平成19年 3 月以前の学校職員給与規則別表第19に掲げる加算割合が100分の20 であった者
規則別表イ の表第 5 号 区分の項第 9 号	平成19年 4 月以後の学校職員給与規則別表第19に掲げる加算割合が100分の20であった者

別表イの部規則別表イの表第 7 号区分の項第 8 号の項中「規則別表イの表第 7 号区分の項第 8 号」を「規則別表イの表第 7 号区分の項第 9 号」に改める。

(公益法人等への職員の派遣等に関する実施規程の一部改正)

第 5 条 公益法人等への職員の派遣等に関する実施規程（平成14年兵庫県人事委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 5 号記入上の注意 7 中「商法法人」を「株式会社」に改める。

附 則

この告示は、平成19年 4 月 1 日から施行する。